

### 「発達支持的生徒指導」としてのいじめ対応

「積極的に認知して、確実な解消を目指す」ことは、いじめ対応の大原則です。しかしながら、いじめは一度起きてしまうとなかなか解消することが難しいですよね。特にSNSなどインターネットが絡むと、行為の発見が遅れてしまうことや、一度出た情報の完全削除が難しいといった特性などから、長期化（重大化）してしまうこともあるように思います。

いじめ対応の根拠となる「いじめ防止対策推進法」は、いじめの定義、解消についての考え方、学校・教育委員会、保護者の責務など、様々な規定が盛り込まれている法ですが、その中で、私が最も大切な条文だと考えるのは、

#### (いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

です。法は、起きたいじめへの適切な対処を求めてはいるだけでなく、「そもそもいじめはしちゃダメんですよ」と明確に規定しています。加害側が「ウチだって嫌な思いをした被害者だ！」と主張し、被害と加害が錯綜して収集がつかない状況にあるとしたら、4条を根拠に「いじめられたからと言って、いじめをして良いわけではない」として、互いの行為を切り分けて、一つ一つ「いじめに当たるかどうか」判断し対応すれば良いのです。

そして、この条文に沿うならば、「いじめをしない子をどう育てるか？」「いじめが起きない学校（集団）づくりをどう進めるか？」といった、学校ならではの「視点」でいじめ対応を考えるなど、原点に立ち返った取組こそ大切だと思うのです。

『提要』の第4章、3. 1の「いじめ防止に繋がる発達支持的生徒指導」で最初に書かれているのは、「教室に、様々な異なる考え方や意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、『いろいろな人がいた方がよい』と思えるように働きかけること」とされています。まさに、日々の授業の在り方が問われているのではないでしょうか。（高橋）



# 生徒指導 Leaflet @ OKAYAMA リーフ

誰一人取り残さない岡山県の教育に向けて

# いじめ対策の 「視点」

各校でいじめ対策を進めていただいている。国も県も認知件数の増加は「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、いじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価しています。

いじめ対策を効果的に行うためのポイントについて再確認してみましょう。

## Q. 「いじめ問題への対応」を進めるためのポイントを教えてください。

広範な「定義」が  
目指すもの

A. 現在、いじめ問題は「いじめ防止対策推進法（以下、法といふ）」に基づく対応が求められていることは、皆さんご存じの通りです。恐らく、いじめそのものは昔からあったのでしょうか、1980年代頃から、いじめに端を発した児童生徒の自殺が社会問題化するとともに、連鎖が止まらないという状況が生まれてきました。ちなみに、スクールカウンセラーの配置も、当時のいじめ問題をきっかけに、児童生徒の心のケアと学校の教育相談体制の充実が求められたことが背景にあるとも言われています。

このような社会的背景のもと、2012年の大津市でのいじめ自殺事件を契機に、いじめが従前のように児童生徒の自浄作用や、学校の教育的指導だけでは解決が困難であり、結果、命に関わる重

大事態につながってしまうという認識から、法による介入が必要であると判断されたこと  
が法制化の背景にあります。

～平成17年度  
自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に  
加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～  
当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な  
攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

いじめ防止対策推進法  
(平成25年)の定義

立場の違いや方向性... × 継続時間の長さ... × 苦痛の強弱... ×

【図1】いじめ定義の変遷

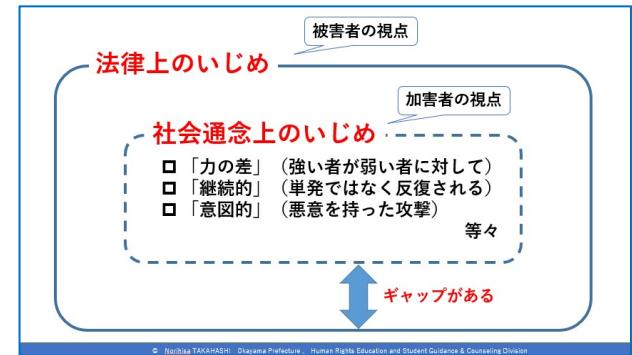
いじめは見つけようとしなければ見つかりません。ネットいじめなどは尚更です。定義を拡げることで目指しているのは、「いじめゼロ」ではなく、「いじめ見逃しぜロ」「いじめ重大事態ゼロ」であり、危機管理の視点なのです。

ズレがあることを  
踏まえておく

## 法的な「視点」と社会通念上の「視点」のズレ

法の制定から10年以上が経過しましたが、一方で社会全般の「いじめ」に対するイメージについては、まだまだ、平成17年以

前のイメージを抱く方が多いのかもしれません。つまり、法的な「いじめ」と社会通念上の「いじめ」の間にギャップ【図2】があり、時として、被害者は法の「視点」で訴えるけど、加害者の側は社会通念上の「視点」のままのため、「いじめるつもりはなかった」とか「その程度のこと」など、状況が混乱する要因になる場合が多いように思います。



このギャップを埋めるための啓発や説明を、児童生徒や保護者に丁寧に行なうことが、まずもって必要だと言えます。

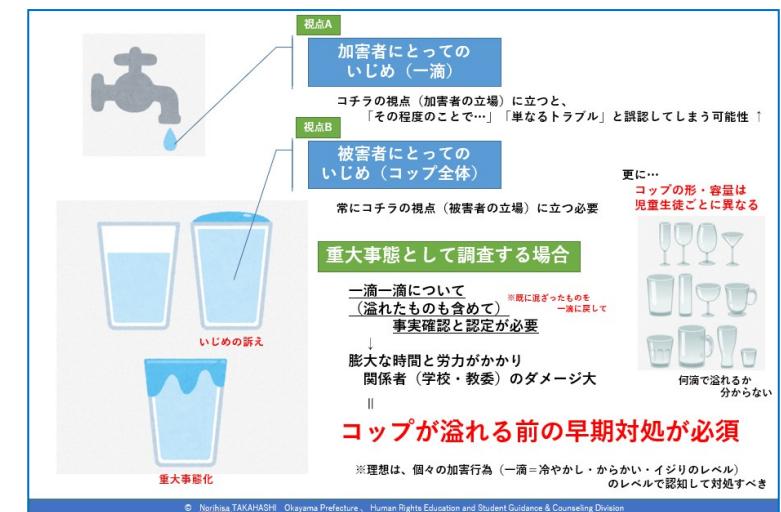
常に、被害者の  
「視点」で

## いじめ対応を行うための「視点」

もう一つ大事にしたいのが、【図3】に示す2つの視点です。加害者にとっての行為は些細な1粒の水滴なのかもしれません（視点A）が、被害者にとっては、その1滴1滴が溜まってあふれ出しそうになった状態（視点B）と言えるのではないでしょうか？コップから溢れてしまった状態が重大事態と考えられます。

そして、重要なのは被害者のコップはその形も容量も様々であり、どの程度、水が溜まっているかは本人しか分からぬのです。

いじめ対応を行う教師（大人）は必ず被害者側の「視点A」で対応する必要があります。絶対に被害者でも加害者でもない、大人の勝手な「視点」で対応（判断）してはいけないのです。



【図3】加害者の「視点」と被害者の「視点」

### POINT

どの視点で考えているか？常に確認しながら対応する